

事務連絡  
令和元年10月7日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市市長  
各指定都市・中核市教育委員会  
各国公立大学長 殿  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
放送大学学園理事長  
指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

児童福祉法施行規則の改正に伴う、教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設第5号に規定する施設を定める件について

平素より教職課程の運営及び質の向上について、御尽力いただきありがとうございます。

別添1のとおり、雇用する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う事業所内保育施設は、これまで児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づく届出の対象外でしたが、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第47号）の施行により、本年7月1日から、全ての事業所内保育施設が届出の対象となりました。

本改正後において、上記の届出を行い、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている等の所定の要件を満たす場合においては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第18項による教員免許状の授与にあたって勤務経験が認められる施設となります。

このことについて、実務経験の対象となる時期等については下記のとおり取扱いますので、関係各位においてはその趣旨を十分理解いただき、各都道府県教育委員会及び私立幼稚園主管部局においては、域内の市区町村教育委員会及び幼稚園に対して、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長においては、域内の保育所等に対して、遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本件についてはあくまでも児童福祉法施行規則の改正であって、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）」「教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成25年文部科学省告示第132号。以下、告示。）」「教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大

臣が定める施設第5号に規定する施設を定める件（平成25年文部科学大臣決定。以下、文部科学大臣が施設を定める件。）」に変更はないことを申し添えるとともに、運用における注意点を別添2のとおり改めて周知いたしますので、関係各位においては、再度ご確認ください。

## 記

### 第1 対象となる施設について

認可外保育施設における勤務経験については、告示第5号等に定める以下の要件を全て満たす施設において保育士として勤務した場合の勤務経験が、教育職員免許法附則第18項における実務経験に認められるところ。

- ・ 児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出が行われた施設
- ・ 児童福祉法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、文部科学大臣が施設を定める件に掲げる第1から第9までに掲げる基準を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。）
- ・ 上記の都道府県知事からの証明書の交付は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年雇児発第0121002号）」に基づくものであること。

今回の改正によって、届出の対象となった事業所内保育施設（雇用する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設）がこれらを満たす場合においては、当該施設における勤務経験が教育職員免許法附則第18項における実務経験に認められる（別添3参照）。

\*事業所内保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6人以上であるものに限る。）については、告示第2号によって、これまでも実務経験が認められてきたところ。

### 第2 勤務経験が認められる期日について

第1のとおり、教育職員免許法附則第18項における実務経験が認められる場合において、その実務経験は、認可外保育施設の指導監督基準を満たす証明を受けた日以降の勤務経験が対象となる。

#### 【別添資料】

- 別添1 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成31年4月5日子発0405第2号）
- 別添2 幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について
- 別添3 幼保特例において勤務経験が認められる施設等について

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員免許企画室免許係

担当：丹羽、井上、高田

電話：03-5253-4111（内線3969）

子発 0405 第 2 号  
平成 31 年 4 月 5 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 31 年 3 月 29 日に別添のとおり児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正の趣旨及び内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

### 記

#### 第一 改正の趣旨及び内容

##### 1 事業所内保育施設の届出対象化について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 1 項において、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から 1 月以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）に届出を行うこととされているが、少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものは届出の対象外とされている。

また、厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の 2 において定めている。

事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設は届出を行う必要があるが、雇用

する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出の対象外とされている。しかし、近年、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることから、その果たしている役割に鑑み、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、全ての事業所内保育施設を届出の対象とすることとする。

## 2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について

法第 59 条の 2 の 2 の規定及び規則第 49 条の 5 の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。認可外保育施設における理由のない保育料の引き上げは、そもそもあってはならないことであり、保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

## 第二 施行期日

改正省令は、第一の 1 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 7 月 1 日から、第一の 2 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行する。

## 第三 経過措置

### 1 事業所内保育施設の届出対象化に関する経過措置

今回の改正によって新たに届出の対象となる事業所内保育施設について、施行日である 7 月 1 日時点で設置をしている施設については、9 月 30 日までに届出を行うこととしている。

また、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例等に基づき、既に法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ている事業所内保育施設の設置者は、届出を行ったものとみなれることとしており、改めての届出は不要である。都道府県におかれては、事務の負担等を考慮して、改正省令の施行前に、届出を受け付けることも可能である。

### 2 利用料等の変更に係る掲示に関する経過措置

施行日である 4 月 1 日以前に行ったサービス内容や利用料の変更については、掲示は不要である。

## 第四 今般の改正等を踏まえた認可外保育施設に係る届出の取扱いについて

### 1 認可外保育施設の届出制について

認可外保育施設の届出制（都道府県知事への設置届出、変更届出、毎年 of 定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示、書面交付、都道府県知事による情報提供の義務の総称をいう。以下同じ。）については、平成 13 年の児童福祉法改正により導入され、その後平成 28 年 4 月 1 日以降、1 日に預かる乳幼児が 5 人以下の施設についても届出対象としている。

認可外保育施設に係る届出制の趣旨は、行政が認可外保育施設を効率的に把握することの他、利用者に施設の情報適正に伝え、利用者が適切に施設選択を行えるよう担保することにある。このため、利用者による選択の対象とならない施設等を対象外としている。

今般、第一の 1 に記載のとおり、認可外の事業所内保育施設について一律に届出の対象とすることとしているが、以下の施設については、引き続き届出対象外施設である。

なお、届出制の対象外施設について、都道府県の判断により、地方自治法に基づき、条例等によって、届出制を導入することを妨げるものではない。

また、届出制は、認可外保育施設の指導監督の一環として創設されたものであり、認可外保育施設は届出によって行政による認可等を得るものではないことを申し添える。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

① 事業者が顧客のために設置する施設（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号イ）

一般に利用者を顧客に限定し広く利用者の募集を行わないことや、保護者が近くにいることが想定されることから、届出制の対象外としている。

具体的な例として、デパート、自動車教習所や診療所等に付置された施設が挙げられる。これらの施設であっても、以下の場合には届出制の対象となる。

- ・ 顧客の乳幼児以外の乳幼児を預かる施設である場合
- ・ 利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合
- ・ 当該顧客が、当該事業所を離れて当該事業者以外の事業者の提供するサービス等を受ける場合

② 親族間の預かり合い（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ロ）

設置者の 4 親等内の親族である乳幼児を預かる場合をいう。一般に利用者の募集を行わないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外としている。

③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ハ）

②親族間の預かりと同様の理由から、届出制の対象外としている。

具体的な例として、利用乳幼児と保護者と親しい友人や隣人等での預かりが挙げられる。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出制の対象となる。

- ④ 一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ニ）

法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

- ⑤ 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ホ）

法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

## （2）臨時に設置される施設（規則第 49 条の 2 第 2 号）

半年を限度に臨時に設置される施設については、届出制に基づく地域住民に対する情報提供を行う必要性が低いことから、届出制の対象外としている。

## 第五 その他

### 1 新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設の利用料に係る消費税の取扱いについて

改正省令により新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設については、本年 7 月 1 日の改正省令の施行日以降、届出がなされた施設は、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）で規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出が行われた施設」に該当し、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の利用料に係る消費税は非課税となるので、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたいこと。

### 2 認可外保育施設に係る都道府県から市町村への情報提供について

法第 59 条の 2 第 3 項及び第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、認可外保育施設の届出に係る事項及び施設の運営の状況について、当該施設の所在地の市町村長に通知することとされている。これらの規定に基づく市町村との情報共有について、徹底されたい。

### 3 各種学校について

各種学校の認可を受けている施設については、認可外保育施設に該当せず、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とならないとされている。各種学校担当部局とも連携の上、今後とも適切に対応されたい。

### 4 地方交付税措置について

認可外保育施設の指導監督に関する事務処理など、都道府県の児童福祉事務に従事する職員の配置に要する費用については地方交付税の算定基礎となっているところであるが、今回の省令改正により事業所内保育施設が届出制の対象となること等に伴い、平成31年度から標準団体につき、担当職員1名が増員されたところであり、引き続き、認可外保育施設に対する指導監督の実施を徹底されたい。

以上



○厚生労働省令第四十七号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第二項及び第五十九条の二の二第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成三十一年三月二十九日  
 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令  
 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。  
 厚生労働大臣 根本 匠  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>イ、ホ（略）        ニ、三（略）</p>	<p>第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児</p> <p>ハ 第一条の三十二の二第一項に規定する組合（以下ハにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児</p> <p>ニ、チ（略）        ニ、三（略）</p>

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの  
の内容及びその理由

五～十一 (略)

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

五～十一 (略)

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第四十九条の五の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をして  
いる者に対する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育  
事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に」とあるの  
は、「平成三十一年九月三十日まで」とする。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をして  
いる者が、児童福祉法第五十九条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、この省令の施行前に、都道府県知事に届け出ているときは、当該届出は、前項の規定により読み替えて適用され  
る同条第一項の規定により行われたものとみなす。

4 第四十九条の五第四号の改正規定は、平成三十一年四月一日以前に同号に掲げる事項に生じた変更については、適用しない。

## 幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について

平成 27 年 4 月 1 日より施行されている幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例制度（以下、「本特例制度」という。）の運用にあたり、関係各位においては、下記について御確認くださいようお願いいたします。

### 1. 幼稚園教諭一種免許状授与の際の基礎資格について（施行規則附則第 7 項関係）

学士の学位を有すること（学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。以下同じ。）、かつ、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していることが基礎資格とされているため、短期大学士のみを有している場合は、対象とならないこと。

例えば、短期大学を卒業後、学士を有せずに、大学院における個別の入学資格審査により、大学院へ入学した者は対象とはならないこと。

### 2. 幼稚園教諭免許状を授与できない者について（法第 5 条第 1 項関係）

本特例制度において免許状を授与する際も、法第 5 条第 1 項が適用されるため、高等学校を卒業していない者（ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。）には、授与することができないこと。

### 3. 法附則第 18 項に規定する職員について（施行規則附則第 8 項関係）

#### (1) 幼稚園の園長、副園長について（施行規則附則第 8 項第 1 号関係）

幼稚園の園長について、園務をつかさどり、所属職員を監督する（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条第 4 項）と規定されており、「専ら園児の保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第 18 項に規定する職員として含めることはできないこと。

同様に、幼稚園の副園長についても、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条第 5 項）と規定されており、「専ら園児の保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第 18 項に規定する職員として含めることはできないこと。

#### (2) 幼保連携型認定こども園の園長、副園長について（施行規則附則第 8 項第 2 号関係）

幼保連携型認定こども園の園長について、園務をつかさどり、所属職員を監督する

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第3項）と規定されており、「園児の教育及び保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第18項に規定する職員として含めることはできないこと。

同様に、幼保連携型認定こども園の副園長についても、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第4項）と規定されており、「園児の教育及び保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第18項に規定する職員として含めることはできないこと。

(3) 施行規則附則第8項第3号に規定する施設の園長、副園長について（施行規則附則第8項第3号関係）

当該施設の園長、副園長について法律上定義がなく、施設によっては園長（管理職）であっても保育業務を行っている場合もあり、各都道府県教育委員会において書面のみで保育業務を行っているか否か判断することは難しい。

一方、保育士については児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4において「保育士登録をし、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と規定されており、施行規則附則第8項第3号に規定する施設の園長、副園長については、保育士登録をし、当該施設で勤務している場合は、法附則第18項に規定する職員として含めることはできることとする。

(4) 認可外保育施設について

平成25年8月8日付25文科初第592号において通知しているとおり、認可外保育施設のうち、文部科学大臣決定に規定する基準を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設についての「証明書の交付」は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づくものである必要があるため、当該証明書の交付を受けていない間の同施設での勤務経験は在職年数に含むことはできないこと。

(5) 対象施設について

本特例により対象となる施設は別添3のとおりであり、へき地保育所なども含まれるものである。今一度ご確認いただきたい。

平成25年8月21日開催された各都道府県教育委員会教員免許事務担当者説明会において依頼させていただいているが、各都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、対象施設については、ホームページ等で公開するよう協力いただきたい。

#### 4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）

- (1) 教員養成機関で取得した単位について（施行規則附則第9項）  
大学において修得する単位と規定しているため、施行規則第27条に基づき指定を受けた教員養成機関で取得した単位は使用することはできないこと。
- (2) 基礎資格を取得する前に取得した単位について（施行規則附則第10項表第3欄及び備考第3号）  
基礎資格を取得する前に取得した単位も、単位数に含めることができること。
- (3) 既修得単位の流用について（施行規則附則第10項表備考第3号）  
平成25年8月8日付25文科初第592号において、基礎資格取得前に修得した単位も単位数に含めることができることを通知しており、平成25年8月21日開催された各都道府県教育委員会教員免許事務担当者説明会において、「基本的には幼稚園教諭認定課程における単位の修得が必要だが、これ以外の認定課程で修得した単位を認める場合、修得単位の内容が本特例で想定されている内容であるかどうか確認すること。」と示した。これについて、各都道府県教育委員会において既修得単位の内容の確認を行うことは極めて煩雑であり、都道府県によって運用が異なっていることから、以下のとおり統一することとする。
  - 施行規則第6条表備考各号に準じて、他の学校種の教職課程において修得した単位をもってあてることができることとする。
  - 既修得単位の流用にあたっては、大学における多様な科目の開設状況に鑑み、本特例において修得すべき事項が含まれている科目の単位であれば、事項ごとの単位数の確認ができない場合であっても使用することは差し支えないものとする。このため、例えば、教職の意義等に関する科目（「教職の意義及び教員の役割」、「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」及び「進路選択に資する各種機械の提供等」）の内容を合わせて2単位の科目として開設されているものを履修した場合については、本特例で求められている科目（「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」）（2単位）を履修したものとみなして差し支えないものとする。
  - 本特例のために設けられた講座・科目以外の講座・科目において既に修得した「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む単位を用いる場合で、その内容に日本国憲法が含まれていることが確認できない場合であっても、施行規則第66条の6に定める日本国憲法の単位を修得していることが確認できれば、日本国憲法を学んだものとみなして差し支えないものとする。

- 現行法施行前に修得した単位で、本特例に必要な科目が含まれていないものについては使用することができないこと。

(参考)

- ・平成元年度以前に修得した単位は、全て使用することができない。
- ・平成12年度以前に修得した単位は、「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」に該当する事項がないため、当該事項にかかる単位は新たに修得する必要があること。

#### (4) 短期大学で取得した単位について（施行規則附則第10項表備考第4号）

一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得できると規定しているため、短期大学で取得した単位は一種免許状取得のための単位として使用することができないこと。これに関して、本特例講座に応じて開設された講座・科目についても同様であること。

### 5. 教育職員免許法改正における経過措置について

平成31年4月1日より教育職員免許法が改正（平成28年11月28日法律第87号）となり、平成31年4月1日以前に所要資格を満たしていたとしても、平成31年4月1日以降において本特例により幼稚園免許状の授与の申請を行う場合には新法適用となる。学力に関する証明書の作成等において、改正前の法令に基づくことのないよう注意すること。

### 6. 本特例の終了期限の取扱いについて（法附則第18項関係）

本特例は、令和7年3月31日（以下「特例の期限」という。）までの期限付き特例制度であるため、特例の期限までに申請しなければならないこと。

また、特例の期限をもって3年間の最低在職年数を満たす場合であっても、本特例の対象者として免許状の授与を受けることができることとする。

このため、例えば、令和4年4月1日より認可保育所で保育士として勤務を開始し、令和7年3月31日まで勤務を続けた者については、本特例により免許状の授与を受けることができるものとする。

### 7. 本特例で免許状を取得した者の教員免許更新制の適用について

本特例制度で取得した教員免許状も教員免許更新制の対象となること。

適切に教員免許状の更新手続（免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請すること）を行わなかったことにより、教員免許状が失効した場合であっても、大学で修得した単位が無効となることはないため、原則として、免許状更新講習を受講・修了

すれば、再度免許状授与の申請を行うことが可能である。しかし、本特例で取得した幼稚園教諭免許状については、本特例制度自体が令和7年3月までしか適用されないため、令和7年4月以降に免許状の授与を受ける場合には、通常どおり教育職員免許法第5条別表第1等に定める所要資格を満たすか、資格認定試験に合格する必要があること。

# 幼保特例において勤務経験が認められる施設等について

別添3

実務経験として認められる場合の施設等は以下のとおりです。基礎資格を取得した後のこれらに該当する勤務経験年数が認められます。免許状を申請する者が勤務していた個々の施設が対象であるかどうかについては、各都道府県において、対象施設一覧を作成することとしていますので、そちらで確認してください。

勤務経験が認められる施設等	根拠規定
・幼稚園において、専ら幼児の保育に従事する職員	教育職員免許法施行規則附則第八項第一号
・幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員	教育職員免許法施行規則附則第八項第二号
・以下の施設の保育士	
a 認可保育所	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ
b 認定こども園である認可外保育施設	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ロ
c 地域型保育事業として認可された小規模保育事業(A型及びB型)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第一号
d 地域型保育事業として認可された事業所内保育事業 (利用定員が6名以上であるもの)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第二号
e 公立の認可外保育施設(へき地保育所を含む)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第三号
f 幼稚園併設型認可外保育施設	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第四号
g 指導監督基準を満たす証明書を受けている認可外保育施設 (児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第47号)によって届出対象となる事業所内保育施設も、指導監督基準を満たす証明を受けている場合は含む)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第五号

※「告示」とは「教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設」(平成二十五年八月八日文部科学省告示第百三十二号)を指します。

※事業所内保育施設とは、認可外保育施設のうちの1つの類型です